

いじめ防止基本方針



坂戸市立若宮中学校

目次

I 若宮中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって.....	2
II いじめの未然防止のための取組.....	3
1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。 ...	3
2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。	3
3 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。 ...	3
III いじめの早期発見への取組.....	4
1 学校生活アンケート等の実施.....	4
2 生徒の様々な情報の共有.....	4
IV いじめの早期解決への取組.....	4
1 すばやく丁寧な対応をする。	4
2 生徒の様々な情報の共有.....	5
V いじめの問題に向けての校内組織.....	5
1 いじめ防止対策委員会の設置.....	5
VI いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について...	6
1 重大事態の対応防止.....	6
2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供.....	6
VII インターネットを通じて行われるいじめ対策.....	6
1 情報モラルの徹底.....	6
VIII 年間指導計画.....	7



I 若宮中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

- 1 若宮中学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。



- 2 若宮中学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が「**いじめは、どの子にも起こりうるものである。そして、いじめは絶対に許さない。**」という基本認識に立ち、全校生徒が「心身ともに、生き生きと明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。



Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。

教員一人一人が「学び合い」を通して、「わかる」授業の実践に努め、生徒に基礎・基本の定着を図る。これを基盤に、生徒一人一人が学習意欲を継続しながら自己有用感を感じる授業改善に取り組む。そして、学習の達成感を味わわせながら、生徒の自己肯定感を高めていく。また、道徳を核とした全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。これらを踏まえて、本校では、以下の取組を行う。

- (1) 授業研究を通して、指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。
- (2) 年間を通して、道徳の時間や人権教育週間において、「命の大切さ」について指導を行う。
- (3) 朝の会や朝会など、原則としては意図的計画的に適切な指導を行う。

2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、全教職員が情報を共有して、組織的に「いじめ」の未然防止に努める。

- (1) 教職員が生徒たちと関わる中で得た情報を共有し、生徒個人や他との人間関係の把握に努め、チームを組んでその指導支援に取り組む。
- (2) 学校生活アンケートや学級満足度テスト等を実施し、学級集団としての課題とその解決に努めるとともに、生徒個人の学校生活における課題やその解決のための取組について期限を設けて取り組む。

3 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 生徒会活動、係、委員会活動を活発化させることで、生徒集団の自治的能力を深め、学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
- (2) 学校行事や部活動を通して自己理解を深め、自分と他との違いや良さを認め合える人間関係づくりを支援する。

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

Ⅲ いじめの早期発見への取組

1 学校生活アンケート等の実施

本校では、学校教育目標の一つ「信頼する心」の育成に基づき、生徒が「ギブアンドギブ」の見返りを求めない温かな言動を核とした学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、生徒一人一人の自己有用感にあふれた学校づくりを目指すために、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を、5月、11月に実施し、結果を基に学級指導を行う。
- (2) 毎日の生活記録ノートによる、担任との心のキャッチボールを行う。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で把握するための情報を共有し、その情報に基づき速やかに対応するために、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、生徒の様々な様子について情報を共有する。
- (2) 全職員が、生徒たちの担任という意識を持ち、授業や休み時間などを通して、生徒のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、該当生徒への声がけをする等、温かで開かれた居場所を提供していく。

Ⅳ いじめの早期解決への取組

1 すばやく丁寧な対応をする

本校では、学校教育目標の2つ「自ら考える力」「信頼する心」の育成に基づき、生徒が安心して生き生きとした学校生活を送ることができると共に、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、自己有用感を高められる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。
- (2) 生徒指導部会と道徳部会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互を認め合う人間関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに関わる相談等において他校に関わるいじめの事実があると思われる時は、他校や他機関と連携を図って解決する。
- (4) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、その情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部及び教育相談部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。
- (2) 毎週の教育相談部会において、問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように全職員に周知する。
- (3) さわやか相談員、スクールカウンセラーによる、いじめ相談に関わる相談体制を確立する。

V いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、その他必要と認められる者

【活動内容】・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ発生時の対応とその見届け 等

【開催】各学期1回開催するが、いじめ事案が発生した時は緊急で開催する。

いじめに対する 初期対応



- ①被害生徒から事実関係の把握
(十分に配慮した聴き取り)
〔担任等〕
- ②加害生徒の事情聴取(個別、徹底的に)
〔担任、部活動顧問等〕
- ③教育委員会へ報告
〔校長、教頭〕
- ④被害生徒、保護者へ事実関係
の報告、謝罪
〔校長、教頭、学年主任、担任等〕
- ⑤学校全体の共通理解学校の指導方針、
対策の確立
- ⑥加害生徒、保護者への説明、指導
〔校長、教頭、生徒指導主任、
該当学年教員〕
- ⑦加害生徒、保護者から被害生徒、保護者
への謝罪
(弁済等、状況によって外部機関の
協力要請)

VI いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

1 重大事態の対応防止

本校では、この重大事態を全職員が理解し、「重大事態」が生じたとき、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに市教育委員会に報告する。調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて市教育委員会と連携し、市の問題調査審議会の委員等の派遣を市教育委員会に要請する。

2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供

「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止対策委員会において調査する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ① 生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようにするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ② いじめの被害生徒を守るために、全職員及びPTAと連携して校内巡視を実施し見守りを行う。

VII インターネットを通じて行われるいじめ対策

1 情報モラルの徹底

本校では、学校教育目標の2つ「自ら考える力」「信頼する心」の育成に基づき、生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- ① 学活や技術科の授業を通して、ネット問題についての授業を実施する。
- ② 生徒の意識啓発とともに、保護者の意識啓発に力をいれるため、PTAと協力し講演会等の実施やリーフレット等の配布を行う。



Ⅷ 年間指導計画

月	指 導 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議：「いじめ防止基本方針」策定 ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育週間において以下の指導を行う。(学年・人権教育部) 1年生(身近な差別) 2年生(人権尊重の立場から身近な差別解消) 3年生(積極的に差別の解消をする実践力) ・二者面談の実施(教育相談部) (・第1回学校生活アンケート実施)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業 ・hyper-QUテストの実施 ・学校評議員会において基本方針の協議
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施(道徳部) ・第1回いじめアンケートの実施 ・三者(二者)面談週間 ・学校生活アンケート
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QUテスト活用研修会 ・情報セキュリティ講演会実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を通じての人間関係づくり週間
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を通じての人間関係づくり週間
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・二・三者面談の実施 ・生徒会による「人権アピール」(いじめ撲滅強調月間の取組)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育週間において以下の指導を行う。(学年・人権教育部) 埼玉県人権感覚育成プログラムを使用し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」のとれる生徒の育成を図る。 ・hyper-QUテストの実施(2回目) ・学級満足度テストの実施 (・第2回学校生活アンケートの実施)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケートの実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の年間評価 ・学校評議員会において基本方針の協議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討(いじめ防止対策委員会)

